

令和2年度(第2回)海上保安庁船艇職員・ 無線従事者・航空機職員採用試験の実施について

海上保安庁では、船舶、無線通信や航空機の有資格者を対象とした採用試験を以下のとおり実施 します。

本試験に合格し採用になると、海上保安学校門司分校(北九州市門司区)において海上保安官として必要な研修を約6ヶ月間受けた後、各海上保安部署等において勤務することとなります。

また、今回の試験から、商船高等学校等の学生が在学中に受験できるようになりました。

1 受付期間

令和2年10月16日 (金)~令和2年11月16日(月)

2 採用区分及び予定数

航 海 約5名 機 関 約5名 通信・技術 約5名飛 行 約5名 整 備 約5名 航空通信 約5名

3 試験日

第1次試験(教養試験・作文試験) 令和2年11月29日(日) ※1

第2次試験(人物試験・身体検査等)

令和2年12月18日(金)~令和2年12月25日(金)

小樽市、塩釜市、横浜市、名古屋市、神戸市、広島市、高松市、

北九州市、舞鶴市、新潟市、鹿児島市、那覇市

実技試験(飛行のみ) 令和3年1月20日(水)~21日(木)

※1 第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

4 合格発表

第1次試験 令和2年12月9日(水)

最終合格 令和3年2月8日(月)

※各試験日は、新型コロナウイルス感染防止の観点から変更する場合がありますので、海上保安庁ホームページ でご確認ください。

5 採用予定日

- ①令和3年7月1日(木)
 - ※ 受験資格を有し、当該試験における最終合格となった者の内、採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得できなかった者が、次回採用試験(令和3年度(第1回))の採用予定日(令和3年12月頃)までに免許等を取得したときは、次期採用予定日に採用するこがある。

(採用予定日以降に、履修認定等により免許等を取得する者の受験はできません。)

②令和 4 年 1 月 1 日 (土)

高等専門学校在学中に試験区分「航海」及び「機関」を受験し、かつ、令和3年9月30日までに卒業又は修了する者。

※高等専門学校とは、全国の高等専門学校及び商船高等学校をいう。

6 受験資格

① 「航海」及び「機関」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海····電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された五級海技士(航海)以上の海技免状 ※1、※2 (※注意)

機関・・・・五級海技士(機関)以上(内燃機関の限定を含む)の海技免状 ※1

- ※1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。
- ※2 採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者を含む。
- ※注意 平成26年3月31日までに海技士(航海)に係る海技免状の交付を受けている 方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」(平 成26年国土交通省令第1号)附則第3条第1項の規定により、能力限定をされた 海技免状を受けたものとみなされます。

② 「通信·技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を 有し、受験時において次のいずれかに該当する者。

- ア 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。
- イ 第一級、第二級又は第三級海上無線通信士の免許を有する者。
- ウ 第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。
- ※ 「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。
- ③ 「飛行」、「整備」及び「航空通信」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴 を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

- 飛行・・・ア 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の 資格以上の技能証明書(特定操縦技能審査/確認が有効期限内である こと)を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。
 - ※ 採用時においても技能証明書(特定操縦技能審査/確認)は、操縦等可能期間内であり、第一種航空身体検査証明書は、有効であること。
 - イ 航空無線通信士又は第一、第二級総合無線通信士の資格を有する者。
 - ※ 「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当 する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。
- 整備・・・ 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空 運航整備士の技能証明を有する者(採用日までに資格取得見込みの者を含む。)
- 航空通信・・・航空無線通信士又は第一級、第二級総合無線通信士の資格を有する者 (採用日までに資格取得見込みの者を含む。)

7 その他

この試験に関する詳細は、海上保安庁ホームページ(http://www.kaiho.mlit.go.jp/) 又は海上保安庁総務部人事課任用係(TEL:03-3591-6361(内線2541~2542))までお問い合わせ下さい。